



「富士市子どもの権利条例（案）」のパブリック・コメントに対する意見及び回答

| 番号 | 意見の内容   | 市の考え方  | 反映結果       |
|----|---|--|------------|
| 1  | 子どもの権利とありますが、子どもの義務はないのか。スマホばかりで、勉強がおろそかになっては困ります。いじめは、子ども同士でおこなわれている。善悪の判断は、身につけてもらわないと困ります。服装のみだれは困ります。ハデな化粧や髪型も困ります。不登校やひきこもりの問題もあります。 | 子どもの権利と義務の関係について、多様なご意見があることは認識しておりますが、子どもの権利に対応する義務は、大人が子どもの権利を保障する義務であり、子どもの権利保障は、行政、育ち学ぶ施設、地域、家庭の社会全体の連携と責任のもとで行われるべきものと考えております。そうした意味からも、子どもの権利を正しく理解してもらうための普及・啓発が重要であると考えています。             | 今後の参考にするもの |
| 2  | 議会の審議は、2月からということですが、審議時間が、短かすぎるのではないのでしょうか。一年くらいかけて、議論すべきではないのでしょうか。  | ご懸念されているようなことにならないよう、条例案の策定に当たっては、権利の主体となる子ども等から意見を聴取し、「富士市子どもの権利条例策定懇話会」を開催するなど、約2年間をかけて議論を重ねてきました。また、この間に、富士市議会文教民生委員会協議会において複数回報告してきたところであります。  | 今後の参考にするもの |
| 3  | 議会での審議にあたっては、パブリックコメントに寄せられた意見は、議員全員が、読んで下さっているのでしょうか。  | パブリック・コメント制度によりいただいたご意見および回答については、本市ウェブサイトを通して公表いたします。   | 今後の参考にするもの |
| 4  | この条例をつくるにあたって、広報ふじで、まずは、この条例をつくる必要があるかどうかを、市民に、意見を広く聴くべきだったのではなかったか。必要性を市民に説明すべきだったと思います。富士市では、どのような子どもの問題があるのか市民に広く伝えるべきではないか。           | 条例をつくることを前提として、多くの子どもや大人から意見を伺いましたが、総じて肯定的でありました。子どもが権利の主体として、その権利が大切にされるということを市全体で共有、推進していくため、本条例の制定には大きな意義があるものと考えております。本市の子どもを取り巻く課題については、本市ウェブサイトにて公表しております。                                 | 今後の参考にするもの |
| 5  | 条例(案)のP2.(3)①に、市民に対して法的拘束力を持つことになるとありますが、具体的に市民はどのような法的拘束を受けるのでしょうか。  | 本条例は、将来にわたり子どもの権利の視点を大切にするという本市の基本姿勢を示すものであるとともに、子どもを権利の主体とする施策を展開するに当たっての法規範となります。市民の皆様には、条例の理念に基づき、市等との連携のもと様々な場面において子どもの最善の利益を考えながら、子どもの権利を保障していくことが求められます。                                   | 今後の参考にするもの |
| 6  | P3.(3)④に、自分の権利が守られれば、とありますが、自分本意の権利主張にならないか。自ずと社会のルールを守るようになるとしていますが、それで非行がなくなるのでしょうか   | 子どもの権利は、子どもがひとりの人間として成長していく上で不可欠な権利であり、誰もが無条件に認められています。子どもの権利とわがままなどについて、多様なご意見があることは認識しておりますが、権利を実際に行使し、他者の権利とぶつかることを実感することで、自分の権利と他者の権利の関係、さらに他者の権利を尊重することを身に付けるとともに、自主性や社会性を育むことができると考えております。 | 今後の参考にするもの |
| 7  | 条例(案)第5条①項に、保護者の責任の認識が述べられていますが、不倫などしないよう、社会全体が、しっかり認識して行くことが重要だと考えます。  | 子どもが権利の主体であり、その権利を行政、育ち学ぶ施設、地域、家庭の社会全体の連携と責任のもと、社会全体で大切にすることが重要です。子どもの権利を正しく理解してもらうための普及・啓発に努めてまいります。  | 今後の参考にするもの |
| 8  | 第15条、子どもの権利の学習への支援とありますが、どのような学習内容なのでしょう。   | 本条例における学習とは、条例について知り、子どもの権利について理解を深めることをいいます。支援内容については、関係機関と協議を重ね効果的な方策について考えてまいります。   | 既に盛り込み済み   |

| 番号 | 意見の内容   | 市の考え方  | 反映結果       |
|----|---|--|------------|
| 9  | 第9条では、虐待、体罰の防止が強調されていますが、学校教員のセクハラ、性暴力も明記して下さい。   | 第9条には、頂いたご意見の主旨が含まれております。  | 既に盛り込み済み   |
| 10 | 私は、自己肯定とは、まず人間に生まれたことに感謝する心を持つことと思っていますが、前文を読んでも、感謝の言葉が一つもないのが残念です。   | 条例前文中の、「子どもは、自分の意見が尊重され、周りの人からの愛情や信頼を実感することによって、自信を持ち、自分自身を大切にする気持ちが育まれます」に、頂いたご意見の主旨も含まれているものと考えております。  | 既に盛り込み済み   |
| 11 | 昨年3月に市内に一人も感染者が出ていないにもかかわらず、マスコミ報道などに踊らされ、武漢の疫学データを調べることもなく、準備もないまま市内一斉休校そして、4月まで延長するという戦時下でもなかった子どもの権利の侵害を行った富士市、そして教育委員会が存在します。大人の「何かあったらどうする」という責任逃れで子どもの権利はないがしろにされました。その反省もないままこの条例を公表しても美辞麗句を並べただけでなんの効力、実行力もないと思います。またこれでは市民も期待していないと思います。                             | 子どもが権利の主体として、その権利が大切にされるということを市全体で共有、推進していくため、本条例の制定には大きな意義があるものと考えております。<br>本条例を規範として、本市の未来を担う子どもたちが健やかに過ごすことができるまちの実現を目指してまいります。   | 今後の参考にするもの |
| 12 | (前文)<br>そして、富士山のように高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です<br><br>なんのためにこの文章があるのか分かりません。富士山は人ではないので、子どもの権利に関する文章には必要ないと感じます。むしろ、この一文は、前文で伝えたいことを邪魔しているように感じます。   | 本市の象徴でもある富士山を、「高く、広く羽ばたく」にかかる比喩として使用しており、富士山と子どもを重ねて表現しているものではありません。   | 反映できないもの   |
| 13 | (他者の権利の尊重)<br>第4条 子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとします。<br><br>説明文の『他者の権利を尊重することを自然と身につけることが出来ます』を、本文に分かりやすく表現した方が分かりやすいと思います。<br>子どもは、他者から自分の権利が尊重されているという実感があれば、おのずと他者の権利も尊重できるのです。なので、わざわざ『他者の権利を尊重するものとします』と書く必要は無いと思います。<br>なので、『子どもは、他者から自分の権利が尊重される』にしてほしいです。 | 子どもは、自分の権利が尊重されることを実感しながら、自己肯定感が生まれ、自分の権利行使をしていく中で、他者との権利の関係や他者の権利を尊重することを身につけることができると考えております。<br>この条文では、権利行使に当たっては、子ども自身もお互いの権利を大切にしていくことが大切であるということを表しているものであり、原文のとおりとしたいと考えております。 | 反映できないもの   |
| 14 | (子どもの貧困の防止)<br>第11条 市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困問題に取り組むよう努めるものとします。<br><br>貧困問題は、その環境下にいる子ども一人ひとりの権利が守られない状況が生まれます。なので、最後の『努めるとします』では弱いと感じました。より強く積極的に取り組んでいきたいと思っています。なので『～積極的に、子どもの貧困問題に取り組むものとします』にしてほしいです。                                     | 頂いたご意見を踏まえ、より市の責務を明確にするため、「努めるものとします」から「努めなければなりません」に修正いたします。  | 反映する       |
| 15 | 4 市は、虐待を防止するため、保護者がその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めなければなりません。<br><br>これは1番にあるべき文章ではないでしょうか。そもそも虐待が起きないようにすることが重要であり、それはイコール子どもの権利を守ることになります。事を起こさなければならぬ状況に陥らせない、そんな支援が何よりも大事だと思います。  | 条項の番号は、内容の優先順位を表すものではありません。<br>頂いたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。   | 今後の参考にするもの |